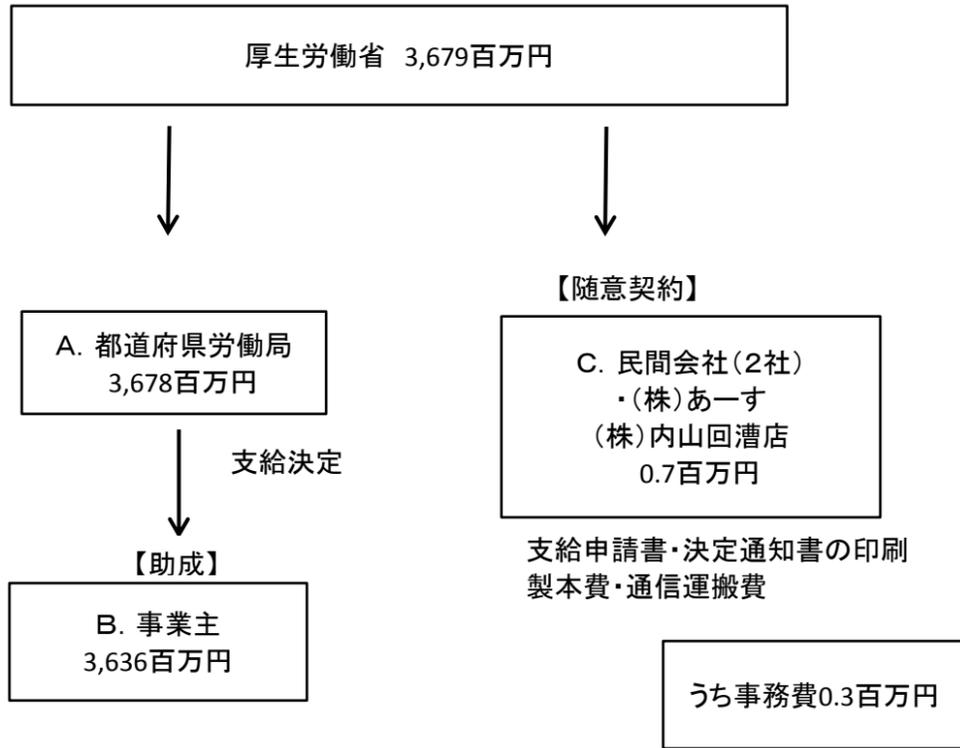


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	中小企業子育て支援助成金	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	職業家庭両立課	職業家庭両立課長 塚崎裕子		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号、育児・介護休業法第30条	関係する計画、通知等	育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給要領 「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備し、特に、中小企業において仕事と子育ての両立をしやすい、育児休業等の制度の定着を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	中小企業において仕事と子育ての両立をやすくするため、育児休業取得者が初めて出た労働者数100人以下の中小企業事業主に対し助成を行う。(平成23年度までの時限措置) 育児休業者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給する。 1人目 育児休業 100万円(定額) 2~5人目 育児休業 80万円(定額) ○実施主体:都道府県労働局					
実施状況	平成21年度事業実施状況 ・支給決定件数:3,784件 ・支給額:3,636百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,069	1,294	2,270	3,297	3,637
	執行額	1,116	2,692	3,679		
	執行率	36.4%	208.0%	162.1%		
	総事業費(執行ベース)	1,116	2,692	3,679		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各都道府県労働局雇用均等室から支給決定状況報告により支給決定状況を把握している。 また、事業目的の実現や効果の観点から、平成21年度においては以下の目標設定を行っており、目標を達成しているところである。 ・本助成金の支給対象となった育児休業制度等を利用した労働者の継続就業率 目標90%以上				
	見直しの余地	本助成金は平成23年度までの時限措置であり、今後の助成金の必要性について検討する予定。				
予算監視の効率化	一部改善(事業の優先度を勘案し縮減) 中小企業子育て支援助成金については、必要性を見直し、さらなる効率化を図ること。					
補記	・「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)において、「育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児短時間勤務の活用等)」、「ワーク・ライフ・バランスの実現(年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進)」が記載されている。 ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)の別添1「施策の具体的内容」において、「両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備」として、事業主に対する助成等の支援を進めると記載されている。					

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



- ① 支給要件  
中小企業事業主において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、労働者が子の出生後6か月以上育児休業を取得し、育児休業終了後1年以上継続して雇用された場合
- ② 支給額  
支給対象者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給する。  
1人目 100万円  
2～5人目 80万円(定額)

費目・用途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。用途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			B.事業主		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成	3,636	助成金	支給対象者が初めて出た場合に100万円を支給等	3,636
諸謝金	非常勤職員謝金	40			
委員等旅費	業務指導等旅費	0.2			
保険料	保険料	1			
事務費	事務用消耗品 等	1			
計		3,678	計		3,636
C.			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0